

# 令和3年第4回片品村議会定例会会議録第1号

## 議事日程 第1号

令和3年9月9日（木曜日）午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 一般質問
- 日程第 4 議案第36号 片品村地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第37号 片品村過疎対策のための固定資産税の課税の特例に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第38号 片品村手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第39号 片品村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第40号 片品村過疎地域持続的発展計画の策定について
- 日程第 9 議案第41号 指定管理者の指定について
- 日程第10 認定第 1号 令和2年度片品村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第 2号 令和2年度片品村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第 3号 令和2年度片品村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第 4号 令和2年度片品村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第 5号 令和2年度片品村下水道事業等特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第 6号 令和2年度片品村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第17 報告第 4号 令和2年度継続費精算報告書について
- 日程第18 報告第 5号 財政の健全化判断比率等について
- 日程第19 報告第 6号 片品村振興公社株式会社の経営状況の報告について
- 日程第20 議案第42号 令和3年度片品村一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第21 議案第43号 令和3年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第22 議案第44号 令和3年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

- について
- 日程第 2 3 議案第 4 5 号 令和 3 年度片品村介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 2 4 議案第 4 6 号 令和 3 年度片品村下水道事業等特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 2 5 議案第 4 7 号 令和 3 年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について

### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 一般質問
- 日程第 4 議案第 3 6 号 片品村地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 3 7 号 片品村過疎対策のための固定資産税の課税の特例に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 3 8 号 片品村手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 3 9 号 片品村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 4 0 号 片品村過疎地域持続的発展計画の策定について
- 日程第 9 議案第 4 1 号 指定管理者の指定について
- 日程第 1 0 認定第 1 号 令和 2 年度片品村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 1 認定第 2 号 令和 2 年度片品村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 2 認定第 3 号 令和 2 年度片品村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 3 認定第 4 号 令和 2 年度片品村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 4 認定第 5 号 令和 2 年度片品村下水道事業等特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 5 認定第 6 号 令和 2 年度片品村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について  
（日程第 1 0 から日程第 1 5 まで一括上程）
- 日程第 1 6 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 1 7 報告第 4 号 令和 2 年度継続費精算報告書について

- 日程第18 報告第 5号 財政の健全化判断比率等について
- 日程第19 報告第 6号 片品村振興公社株式会社の経営状況の報告について
- 日程第20 議案第42号 令和3年度片品村一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第21 議案第43号 令和3年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
について
- 日程第22 議案第44号 令和3年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）  
について
- 日程第23 議案第45号 令和3年度片品村介護保険特別会計補正予算（第1号）につ  
いて
- 日程第24 議案第46号 令和3年度片品村下水道事業等特別会計補正予算（第1号）  
について
- 日程第25 議案第47号 令和3年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
について
- （日程第20から日程第25まで一括上程）

会議録1号用紙

片品村議会会議録			第 1 日
令和 3 年 9 月 9 日			
出席議員 12 名		欠席議員 名	欠員 名
第 1 番	萩原和典		(出席)
第 2 番	狩野孝夫		(出席)
第 3 番	鹿野一郎		(出席)
第 4 番	千明道太		(出席)
第 5 番	北澤佳子		(出席)
第 6 番	星野吉弥		(出席)
第 7 番	千明勉		(出席)
第 8 番	後藤眞平		(出席)
第 9 番	萩原正信		(出席)
第 10 番	高山悦夫		(出席)
第 11 番	星野栄二		(出席)
第 12 番	飯塚美明		(出席)

説明のために出席した者の職氏名

---

村	長	梅	澤	志	洋				
副	村	長	金	子	賢	司			
教	育	長	萩	原	明	富			
総	務	課	長	倉	田	秀	和		
住	民	課	長	星	野	孝	行		
保	健	福	祉	課	長	川	田	貴	広
農	林	建	設	課	長	中	村	学	
むらづくり	観	光	課	長	狩	野	久	良	
教育委員会	事	務	局	長	梅	澤	康	明	
給食センター	所	長	三	浦	さ	く	子		
会	計	管	理	者	原	澤	博	美	

事務局職員出席者

---

事	務	局	長	戸	丸	権	次
係	長	小	林	由	里		

議長（千明道太君） ただいまから、令和3年第4回片品村議会定例会を開会します。  
本日の会議を開きます。

午前10時12分 開会

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（千明道太君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番 鹿野一郎君及び5番  
北澤佳子君を指名します。

---

#### 日程第2 会期の決定

議長（千明道太君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。  
お諮りします。  
本定例会の会期は、本日から9月17日までの9日間にしたいと思います。  
ご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 異議なしと認めます。  
したがって、会期は、本日から9月17日までの9日間に決定しました。

---

#### 日程第3 一般質問

議長（千明道太君） 日程第3、一般質問を行います。  
通告に基づき、発言を許可します。  
1番 萩原和典君。

1番（萩原和典君） 1番。

議長（千明道太君） 1番。  
（1番 萩原和典君登壇）

1番（萩原和典君） 新型コロナの影響がまだまだ収まらず、再び緊急事態宣言が群馬県でも延長が発表されました。片品村でも、観光業をはじめ、非常に苦しい状態が続いております。この難局を村、当局とともに乗り越えていけるよう一議員として今後も頑張っていきたいと思っております。

本日は、奨学金支援制度についての提案と、村長に対する4年間の取組と今後についての2点について、質問をさせていただきます。

それでは、質問席にて質問をさせていただきます。

(1番 萩原和典君 質問席に着席)

議長(千明道太君) 教育長、答弁席へ願います。

教育長(萩原明富君) はい、議長。

議長(千明道太君) 教育長。

(教育長 萩原明富君 答弁席に着席)

1番(萩原和典君) 議長。

議長(千明道太君) 1番。

1番(萩原和典君) 1番。

それでは、質問させていただきます。

今現在片品村で行っている奨学金を利用するための条件及び利用状況について、教えてくださいたいと思います。よろしくお願いします。

教育長(萩原明富君) はい、議長。

議長(千明道太君) 教育長。

教育長(萩原明富君) ただいまの萩原和典議員の質問につきましてお答えいたします。

片品村奨学金を利用するための条件及び利用状況についてのご質問ですが、初めに、片品村奨学資金の概要について、ご説明をさせていただきます。

現在の奨学金制度は、昭和51年度から開始され、片品村奨学基金を設けて貸付金の管理を行っております。貸付金の月額上限は、制度開始当初は8,000円でしたが、改正を重ねて現在は4万5,000円となっております。返済については、大学等を卒業して1年を経過した年の翌月から貸付年数の2倍の期間で返済をしていただいております。

利用条件につきましては、片品村奨学資金貸与に関する条例に定めており、具体的には、短期大学以上の学校に入学及び在学する者で、住所、学力、経済的な要件を満たし、出身高校等の校長が推薦した者について、片品村奨学資金貸与審査委員会の意見を基に村長が決定し、対象となった学生に対し無利子で奨学金の貸付けを行っております。

また、利用状況ですが、制度が始まった昭和51年度から令和2年度までの貸付累計は

424件、約6億6,000万円となっており、令和2年度の貸付実績は9件、1,710万円、令和3年度の貸付予定は12件、2,700万円となっております。

1番（萩原和典君） 議長。

議長（千明道太君） 1番。

1番（萩原和典君） 1番。

奨学金についてなんですけれども、現在国では、自治体が行っている奨学金も含め、若者の地方定着推進のための奨学金返済支援に対し特別交付税措置を行っております。県内でも甘楽町が行っており、県外の町村でも多くの自治体が行っております。

また、これとは別に下仁田町では、ふるさと納税を利用した独自の補助制度を行っており、5年間で113名が利用し、そのうち29名が町内に戻っているそうです。

ここ片品村の奨学金は無利子での貸与ということで、借りる学生や保護者には非常にありがたい制度となっております。

ただ、貸与の範囲について短大以上となっているため、専門学校への進学では利用できない状況となっております。これを専門学校等へも対象を広げ、多くの学生が使いやすくなるよう改善をご検討いただきたいと思います。

さらには、その奨学金を利用し大学等へ進学した学生が、郷土片品村へ帰ってきて定住するきっかけの一つとなるよう、奨学金の返済補助制度をつくることをご提案させていただきます。

教育長（萩原明富君） はい、議長。

議長（千明道太君） 教育長。

教育長（萩原明富君） 奨学金を利用して大学等へ進学した若い人が郷土片品村へ定住するきっかけをつくるために、奨学金返済補助制度を考えてはどうかという質問ですが、奨学金を活用した若者の地方定着の促進に要する経費は、特別交付税措置の対象となっており、県内でも独自の補助制度を設けている自治体もございますが、奨学金の種類や補助対象者の範囲等が様々なため、他県の自治体での例なども参考にして、また、若者の定住促進やふるさと納税の活用については、担当する村長部局の各部署とも協議の上、検討していきたいと考えております。

今後さらに進んでいく人口減少や少子高齢化社会への対策として、奨学金の返済補助制度がどのように有効活用できるかなど、関係する部署とも協議、検討を行い、奨学金制度の有効活用に努めてまいりますので、ご理解、ご協力をお願い申し上げます、萩原議員への答弁とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。



1 番（萩原和典君） 議長。

議長（千明道太君） はい、1 番。

1 番（萩原和典君） 1 番。

どうもありがとうございます。

今後の片品村の過疎化防止の観点からも、ぜひ導入に向けてご検討をお願いしたいと思います。

以上で、奨学金についての質問を終わらせていただきます。

議長（千明道太君） 村長 梅澤志洋君、答弁席へ願います。

（村長 梅澤志洋君 答弁席に着席）

1 番（萩原和典君） 議長。

議長（千明道太君） 1 番。

1 番（萩原和典君） 1 番。

それでは、質問させていただきます。

平成29年に片品村長に就任され、その際大きく4項目掲げられた公約について、この4年間でどのように進めてこられたのか。

また、この2年間世界中で猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症では、片品村でも非常に大きな影響が出ています。様々な施策を行ってまいりましたが、今後についてどうお考えか。

よろしく申し上げます。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（千明道太君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

ただいまの萩原和典議員のご質問について、お答えをさせていただきます。

成長が実感できる経済へ、人口減少と高齢化社会への対応、未来を担う子どもたちのために、持続可能な行財政の確保へ、この4つを柱とする公約を掲げ、村長に当選させていただき、平成29年11月13日の就任以来、「ともに創ろう！！ふるさと片品」をスローガンに、「小さくても輝く尾瀬の郷」のむらづくりを進めてまいりました。その一端に

ついて、ご説明を申し上げます。

まず、1つ目の成長が実感できる経済へということですが、村の主産業である農林業と観光業を中心に、商工業も含めた全産業の振興について取り組んでまいりました。

農業では、農家所得の向上と魅力ある農業の確立のため、主要作物であるトマト生産の規模拡大に向けて、雨よけパイプハウスの導入をはじめトマトセンターの選果機の更新を行い、作業の省力化とブランド化を図り、さらなる確固たる産地の確立を目指しています。また、トウモロコシやハナマメ等の特産物の振興を図り、道の駅尾瀬かたしなを拠点に販路拡大に努めています。

花卉振興では、アジサイを中心に国内外へのイベントにも参加し高い評価をいただいておりますので、さらにブランド化を図るための後押しをしていきます。

基盤整備では、花咲の牛の平地区で県営の土地改良事業に着手をいたしました。この事業により、農用地利用の促進と新規就農者の確保につながり、農作業の省力化が図られます。さらに、令和元年度から、次世代を担う農業者を志望する方に対し経営確立のための支援を行っており、本年度までに予定を含め7名の方の就農を支援をしています。

林業関係では、地球温暖化の原因となっているCO<sub>2</sub>の吸収や土砂災害防止などの森林の役割を発揮させるため、緑の県民基金や森林環境譲与税を活用し、林道整備や除伐、間伐、植付けなど、森林組合と連携して森林整備を実施しています。

次に、観光面では、村長に就任以来、先頭に立って国内外においてトップセールスを積極的に行ってきました。片品村のポテンシャルは高く、その魅力とすばらしさをあらゆる機会を通じて発信をしており、最近ではドローンを使用した観光動画を作成し、全世界へ向けて片品村の美しい風景を配信をしています。

また、法人化した観光協会と連携し、観光業者との商談会や友好都市との交流など様々なイベントに参加し誘客に努めました。独自のイベントとして、若者に人気のあるアカペラを誘致しアカペラファンタジーFESを開催するとともに、台湾や、東京オリンピックホストタウンとしてホンジュラス共和国との海外交流事業も進めてまいりました。

しかしながら、昨年からの新型コロナウイルスの感染拡大により世界的に人の動きが制限をされ、観光産業は大きな打撃を受けており、大変厳しい状況が続いています。これはほかの産業においても同様であり、ポストコロナに向けた観光戦略を民間と連携をして進めているところであります。

また、村内の活用されていない観光資源や、認知されているが利用があまりない観光資源の活用を図るため、丸沼ダムのモニターツアー、武尊牧場キャンプ場内のレンゲツツジのライトアップ、寄居山公園のライトアップなども行いました。

商工業関係では、商工会と連携し、廃棄される規格外トマトを活用したトマト焼酎など、新しい名産品の開発などを進めています。

次に、2つ目の人口減少と高齢化社会への対応ですが、この問題では、本村のみならず全国的な問題であり、この流れをできる限り緩やかにすることが重要であると考えます。

人口減少対策では、婚活、出産、子育てが重要であります。

婚活では、若手の消防団員を中心に婚活事業を実施し、数組のカップルが誕生いたしました。新型コロナウイルス感染症が落ち着いた際には、引き続き実施していきたいと考えております。

また、不妊治療の補助や第3子以降への出産祝い金の支給、チャイルドシート購入補助、2歳児以降の保育料無料化など出産及び育児に対する補助の充実、さらに妊産婦、乳幼児、母子保健と子育て支援の拠点として子育て世代包括支援センターを設置し、サポート事業や相談業務の体制強化を図っています。

保育所関係では、少子化に対応するため望ましい保育の在り方を検討したところ、片品保育所に統合すべきとの結論に至り、令和5年4月1日の統合に向けて準備を進めているところであります。

一方、首都圏からの移住の促進を図るため、空き家&仕事バンクによる情報提供と定住促進家賃補助で移住者への支援を充実させています。

なお、定住促進家賃補助金については、令和2年度は9名の方が利用しています。コロナ禍においてテレワーク等が進み、地方への関心が高まっているので、さらに移住支援に力を注いでまいります。

また、高齢化への対応では、健康寿命を延ばし生き生きと暮らせるよう、各種検診の充実をはじめノルディックウォーク教室やスタイルアップ教室などの事業を実施することにより、高齢者の健康増進に努めています。そして、高齢者の暮らしを地域でサポートするための拠点として地域包括支援センターを設置し、サポート業務や相談業務の体制強化を図っています。

3つ目の未来を担う子どもたちのためにとして、教育関係では、ハード面として、中学校の新校舎が完成し、既に完成している小学校と合わせ基盤となる施設整備が完了いたしました。ソフト面では、学習支援としてマイタウンティーチャーや特別支援員を充実させながら支援を行っています。また、GIGAスクール構想を進めるために、小中学校にLAN環境を整備し、児童生徒に1人1台の学習用タブレット端末を導入いたしました。

国際化への対応といたしましては、従来からの外国指導助手ALTによる支援や、中学3年生全員を対象に台湾への海外研修を実施しています。異国の人々の生活や文化に直接触れることでそれらの人々を理解し、交流を深め、友好親善を図ることにより、国際性豊かな人材の育成につながっているものと考えています。令和2年度及び3年度は、コロナの影響により中止となりましたが、来年度以降も引き続き実施していきたいと考えています。

奨学金の関係については、先ほど教育長から答弁のあったように取り組んでいきたいと考えております。

4つ目の持続可能な行財政の確保へですが、村民の安心、安全、安定した暮らしを守るためには、財政が健全でなければなりません。日頃より行財政改革を念頭に無駄な支出を見直し、効率のよい行政運営を心がけています。本村は、自主財源が少なく、その多くを国や県に依存しているため、国や県の経済動向を注視し自主財源の確保に努めています。

徹底した経常経費の削減や効率的な事業の遂行などによる支出の見直し、有利起債を活用した財源の確保など行財政改革を進めてきた中で、財政調整基金も、就任当初の平成29年度末基金残高10億5,700万円から令和2年度末基金残高は15億8,000万円となり、5億2,300万円の増額となっております。

こうした結果、財政健全化判断比率の各指標も問題ない数値であり、特に将来負担比率は、平成29年度決算では2.8%だったのに対し令和元年度決算では0.5%、そして、この後報告させていただきますが、令和2年度決算では将来負担比率は算定されず、つまり、現時点で村の負債が将来にわたって片品村の財政を圧迫する可能性はないものと考えられるという結果が出ております。

しかしながら、学校建設や道の駅整備事業等で多額の起債を発行したことによる償還金の返済のため公債費の増加が見込まれるなど、しばらくは厳しい状況が続きます。企業版ふるさと納税の導入といった新たな財源の確保も含め引き続き行財政改革に取り組み、健全化に努めてまいります。

ただし、儉約ばかりでなく、必要などころには十分な予算を配分し、広く村民の皆様の声に耳を傾け、選択と集中で未来を見据えて着実に一步一步進めてまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症への対応についてですが、感染症が拡大し始めた昨年4月から、全国の市町村と比較しても非常に早い段階から商品券支給等の生活支援対策事業、事業者や大学生への給付金交付事業など、様々な対策を繰り返し行ってまいりました。

しかしながら、依然として収束の見込みは立っておらず、首都圏を中心に8月末から減少傾向には転じましたが、全国的に新規陽性者数は高い水準にあり、現在群馬県も含む多くの都道府県で緊急事態措置の適用がされております。本村においても、緊急事態措置等によって、合宿などの宿泊客のキャンセル、酒類を提供する店舗に休業要請がされるなど、宿泊業や飲食業を中心に村内の経済は、昨年引き続き大きな影響を受けております。

これを受けて、村では、全国的に人流が減少し経済活動への影響が生じていることを踏まえ、その影響を受けている事業者に対し、事業継続や雇用維持等への支援を行うための事業を検討しているところであります。先日、国からも新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における事業者支援分の追加交付が決定され、本村にも約900万円が交付される予定となっております。今後、さらに交付金が上積みされるとの情報も入ってきております。

これらを有効に活用し、必要であれば村費を追加することも視野に入れながら支援の取組を着実に実施していきたいと考えておりますので、議員各位の多大なるご支援、ご協力をお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

1番（萩原和典君） 議長。

議長（千明道太君） 1番。

1番（萩原和典君） 1番。

片品村では、新型コロナウイルスにより観光業、特に宿泊業で多大な影響が出ています。書き入れどきである夏休みにおいては、昨年につき2シーズン大きく影響を受け、またこの1年は、国からの補助金も少なく、昨年以上に疲弊している宿が多数を占めています。他の産業の支援ももちろん大切なことでありますけれども、片品村の重要な基幹産業の一つでもありますので、今後も様々な方面への働きかけやご支援をお願いいたします。

次に、任期でありましたこの4年間のうち、そのうちの2年間については、新型コロナウイルス感染症の拡大という世界中でも経験したことのない事態となりました。そのため、コロナへの対策が新たに加わり、大変難しい対応に追われたことと思います。実現できなかった施策や事業等、多々あるかと思えます。

任期を迎えるに当たり、先ほどご答弁いただいた4年間での実績を踏まえ、2期目も目指すお気持ちがあるのか、お考えをお聞かせください。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（千明道太君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

2期目を目指す考えはあるかとお尋ねですが、任期中においては最後の定例議会ということで、本日は萩原議員の質問にお答えさせていただきます。

私は、村長に当選させていただきまして以来、一貫して私の信念であります誠実、公平を理念として、村民の安心、安全、安定した暮らしができるむらづくりのため全力で取り組んでまいりました。その取組内容については、先ほど申し上げたとおりです。また、新しい取組ができないものかといろいろな場所に出向き、いろいろな人と交流し勉強させていただくとともに、多くの分野で多岐にわたって様々な人脈を形成してまいりました。

これからさらなる片品村の飛躍をと考えていた矢先に、100年に1度と言われる新型コロナウイルス感染症が突如発生し、全世界を席卷しました。片品村においても、その影響が非常に大きく、活動が制限されて思うような事業展開ができませんでしたが、その分、新型コロナウイルス感染症対策には全力を尽くしてまいりました。ワクチン接種についても順調に進んでおり、今月中には村民対象者の8割ほどが2回目の接種を終了できる見込みであります。

また、生活支援等、これまでも様々な対策を行ってきましたが、まだまだ十分とは言えず、今後も国、県と連携し、一層の生活支援等に取り組んでいきたいと思えます。この危機的状況の中、村民の皆様の命と暮らしを何としても守り抜かねばならない。そして、ポストコロナを見据え、民間活力を導入し将来的な展望を見据え、さらに前へ進めていきたいと考えております。

これまで、考えられる施策は可能な限り進めてきたつもりですが、まだまだ道半ばであ

ると感じております。これからも先頭に立ってトップセールスを積極的に行い、そこで培った経験や人脈を最大限に生かし、小さくても輝くむらづくりに邁進してまいります。この4年間でまいた種がやがて成長し、実となって、今後4年間ですばらしい花を咲かせられるよう、一層の努力をしてまいります所存であります。

村の将来的展望を確かなものにする使命と責任感を持って、10月に執行される片品村長選挙に2度目の出馬を決意をしたところでございます。議員各位のご支援とご協力をお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

1番（萩原和典君） 議長。

議長（千明道太君） 1番。

1番（萩原和典君） 1番。

ありがとうございました。

2度目の出馬をご決意されたということをお聞きしました。今後の片品村のさらなる発展に向けご尽力をお願いいたしまして、質問を終わります。どうもありがとうございます。

議長（千明道太君） 以上で一般質問を終わります。

---

#### 日程第4 議案第36号 片品村地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の制定について

議長（千明道太君） 日程第4、議案第36号 片品村地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

本議案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（千明道太君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第36号 片品村地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の制定について、提案の説明を申し上げます。

この条例は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の

規定により承認された地域経済牽引事業に関する計画に従って行う事業者に対し、最初に固定資産税を課すべきこととなる年度以後3年度分に限り免除されるものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**議長（千明道太君）** なお、詳細な説明を求めます。

住民課長 星野孝行君。

**住民課長（星野孝行君）** はい、住民課長。

**議長（千明道太君）** 住民課長。

**住民課長（星野孝行君）** それでは、議案第36号 片品村地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の制定について、説明を申し上げます。

この条例は、地方税法第6条第1項の規定に基づき、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第13条第4項の規定により承認された地域経済牽引事業に関する計画に従って行う事業に対して適用するものであります。

目的としては、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、相当の経済効果を及ぼす地域経済牽引事業を促進し、地域の成長発展の基盤強化を図ることを目的とするものであります。

対象業種は、製造、サービス、観光、農林業等の幅広い分野の事業が対象で、対象施設は、家屋、構築物を構成する償却資産並びに着工前1年以内に取得した敷地である土地が対象となり、計画の同意の日から令和5年3月31日までに取得した場合、最初に固定資産税を課すべきこととなる年度以後3年度分に限り免除されるものであります。

附則につきましては、施行期日を定めたもので、この条例は、令和3年9月9日から施行するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願い申し上げます。

**議長（千明道太君）** 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

**議長（千明道太君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

**議長（千明道太君）** 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

**議長（千明道太君）** これで討論を終わります。

これから、議案第36号 片品村地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長（千明道太君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号 片品村地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 議案第37号 片品村過疎対策のための固定資産税の課税の特例に関する条例の制定について

**議長（千明道太君）** 日程第5、議案第37号 片品村過疎対策のための固定資産税の課税の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

**村長（梅澤志洋君）** 議長。

**議長（千明道太君）** 村長。

**村長（梅澤志洋君）** 村長。

議案第37号 片品村過疎対策のための固定資産税の課税の特例に関する条例の制定について、提案の説明を申し上げます。

この条例は、過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月31日に期限を迎えたことから、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が制定されたことに伴い制定するものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。



議長（千明道太君） なお、詳細な説明を求めます。

住民課長 星野孝行君。

住民課長（星野孝行君） はい、住民課長。

議長（千明道太君） 住民課長。

住民課長（星野孝行君）

（詳細説明）

議長（千明道太君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（千明道太君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（千明道太君） これで討論を終わります。

これから、議案第37号 片品村過疎対策のための固定資産税の課税の特例に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号 片品村過疎対策のための固定資産税の課税の特例に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

日程第6 議案第38号 片品村手数料条例の一部を改正する条例について

議長（千明道太君） 日程第6、議案第38号 片品村手数料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（千明道太君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第38号 片品村手数料条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、番号法の一部改正に伴い、令和3年9月1日以降個人番号カード再発行に係る手数料の徴収根拠について村の条例から別途地方公共団体情報システム機構の定める規定に改められることにより、村の条例で規定する必要がなくなることによるものです。

つきましては、村の手数料条例第2条に係る別表について、個人番号カード再交付手数料の削除をお願いするものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（千明道太君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（千明道太君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（千明道太君） これで討論を終わります。

これから、議案第38号 片品村手数料条例の一部を改正する条例について採決します。  
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号 片品村手数料条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第39号 片品村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

議長（千明道太君） 日程第7、議案第39号 片品村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（千明道太君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第39号 片品村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、群馬県福祉医療費補助金交付要綱等の一部が改正されたことに伴い、条例の一部改正をお願いするものでございます。

主な改正の内容は、オンライン資格確認等の実施に伴う第2条第7項の規定整理と同条第8項の定義を追加するとともに、重度心身障害者医療費助成の見直しに伴い、第3条第3項中の所得制限の規定整理を行うものでございます。

附則につきましては、施行期日を令和3年10月1日と定め、第3条第3項の改正規定につきましては、公布の日から施行するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（千明道太君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

**議長（千明道太君）** 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

**議長（千明道太君）** これで討論を終わります。

これから、議案第39号 片品村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長（千明道太君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号 片品村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第8 議案第40号 片品村過疎地域持続的発展計画の策定について

**議長（千明道太君）** 日程第8、議案第40号 片品村過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

**村長（梅澤志洋君）** 議長。

**議長（千明道太君）** 村長。

**村長（梅澤志洋君）** 村長。

議案第40号 片品村過疎地域持続的発展計画の策定について、提案の説明を申し上げます。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法によって定めることができる過疎地域持続的発展計画を策定する必要が生じたので、議会の議決をお願いするものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**議長（千明道太君）** なお、詳細な説明を求めます。

むらづくり観光課長 狩野久良君。

むらづくり観光課長（狩野久良君） はい、むらづくり観光課長。

議長（千明道太君） むらづくり観光課長。

むらづくり観光課長（狩野久良君）

（詳細説明）

議長（千明道太君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（千明道太君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（千明道太君） これで討論を終わります。

これから、議案第40号 片品村過疎地域持続的発展計画の策定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号 片品村過疎地域持続的発展計画の策定については、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第9 議案第41号 指定管理者の指定について

議長（千明道太君） 日程第9、議案第41号 指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（千明道太君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第41号 指定管理者の指定について、提案の説明を申し上げます。

片品村営スノーパル・オグナほたかにつきましては、令和元年10月1日から令和4年9月30日までの3年間、片品村営武尊牧場観光施設につきましては、令和3年4月1日から令和4年9月30日までの1年6か月、武尊山観光開発株式会社を指定管理者として運営を行う予定でしたが、新たな観光戦略や総合的なマネジメントによる活性化を図り、公の施設を設置した目的を効果的に達成するため、片品村振興公社株式会社へ指定管理者の指定をお願いするものでございます。

期間は、オグナほたかにつきましては、令和3年10月1日から令和8年3月31日までの4年6か月間、武尊牧場につきましては、令和3年11月1日から令和8年3月31日までの4年5か月間でございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（千明道太君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（千明道太君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（千明道太君） これで討論を終わります。

これから、議案第41号 指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

- 
- 日程第10 認定第1号 令和2年度片品村一般会計歳入歳出決算の認定について  
日程第11 認定第2号 令和2年度片品村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第12 認定第3号 令和2年度片品村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第13 認定第4号 令和2年度片品村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第14 認定第5号 令和2年度片品村下水道事業等特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第15 認定第6号 令和2年度片品村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議長（千明道太君） 日程第10、認定第1号 令和2年度片品村一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第15、認定第6号 令和2年度片品村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの以上6件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（千明道太君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

認定第1号から認定第6号までの令和2年度片品村一般会計及び各特別会計の決算について、提案の説明を申し上げます。

認定第1号 令和2年度片品村一般会計歳入歳出決算の認定について、提案の説明を申し上げます。

歳入総額45億7,506万4,063円と歳出総額42億8,789万7,575円、差引残額2億8,716万6,488円について、決算の認定をお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、村税5億8,782万122円で全体の12.8%、地方交付税20億1,625万4,000円、44.1%、国庫支出金8億5,900万

184円、18.8%、県支出金1億7,079万9,413円、3.7%、繰入金6,421万9,542円、1.4%、村債3億5,365万円、7.7%、繰越金1億3,398万2,595円、2.9%であります。

歳出の主なものにつきましては、防災行政無線設置管理事業9,440万4,350円、庁舎管理事業が明許繰越分を合わせて8,370万6,662円、新型コロナウイルス特別対策事業1億215万219円、特別定額給付金給付事業4億3,463万3,416円、村民応援プレミアム付商品券事業8,861万4,773円、扶助費1億6,165万2,910円、特別会計への繰出金2億7,980万3,587円、利根東部衛生施設組合負担金1億980万円、利根沼田広域市町村圏振興整備組合負担金1億4,678万2,000円、地方債の償還金が元金と利子合わせて4億5,449万8,035円であります。

また、令和2年度末の地方債借入残高は48億7,193万8,218円で、前年度末に比べ1億7,109万2,251円の減であります。

歳入歳出差引残額から翌年度へ繰り越すべき財源として、繰越明許費18万4,000円と財政調整基金への積立て1億5,000万円を引いた額1億3,698万2,488円は令和3年度へ繰越しをさせていただきます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議の上、ご認定くださいますようお願い申し上げます。

認定第2号 令和2年度片品村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、提案の説明を申し上げます。

歳入総額7億1,278万7,877円、歳出総額7億674万992円、差引残額604万6,885円について、決算の認定をお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、国民健康保険税1億6,489万6,998円、全体の23.1%、県支出金4億7,121万9,145円、66.1%、繰入金5,002万4,102円、7.0%、繰越金1,650万3,879円、2.3%であります。

歳出の主なものにつきましては、保険給付費4億5,152万9,978円、63.9%、国民健康保険事業納付金2億2,347万6,452円、31.6%、保健事業費1,457万2,636円、2.1%であります。

歳入歳出差引残金の604万6,885円は、令和3年度へ繰越しをさせていただきます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議の上、ご認定くださいますようお願い申し上げます。

認定第3号 令和2年度片品村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、提案の説明を申し上げます。

歳入総額1億1,722万4,972円、歳出総額1億883万9,351円、差引残額838万5,621円について、決算の認定をお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、使用料及び手数料4,901万7,900円で、全体



の41.8%、繰入金3,633万円で31.0%でございます。

歳出につきましては、総務費2,550万7,896円で全体の23.4%、施設費6,485万4,837円で59.6%、公債費1,847万6,618円で17.0%でございます。

また、令和2年度末現在の地方債借入残額は1億2,457万219円となっています。

歳入歳出差引残額の838万5,621円を令和3年度へ繰越しをさせていただきます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議の上、ご認定くださいますようお願い申し上げます。

認定第4号 令和2年度片品村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、提案の説明を申し上げます。

歳入総額5億9,132万3,558円、歳出総額5億6,781万356円、差引残額2,351万3,202円について、決算の認定をお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、保険料1億2,295万100円で全体の20.8%、国庫支出金1億4,103万463円、23.8%、支払基金交付金1億4,060万1,000円、23.8%、県支出金8,527万5,000円、14.4%、繰入金9,194万100円、15.5%であります。

歳出の主なものにつきましては、保険給付費5億1,077万9,262円、90.0%であります。

歳入歳出差引残額から介護給付費準備基金へ積立て1,176万円を差し引いた額1,175万3,202円は令和3年度へ繰越しをさせていただきます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議の上、ご認定くださいますようお願い申し上げます。

認定第5号 令和2年度片品村下水道事業等特別会計歳入歳出決算の認定について、提案の説明を申し上げます。

歳入総額1億772万5,949円、歳出総額1億496万3,961円、差引残額276万1,988円について、決算の認定をお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、繰入金8,082万円で全体の75%、使用料及び手数料1,506万6,600円で14%でございます。

歳出につきましては、施設費4,092万2,283円で全体の39%、公債費2,905万9,072円で27.7%、建設費2,267万8,800円で21.6%でございます。

また、令和2年度末現在の地方債借入残額は2億6,945万2,691円となっています。

歳入歳出差引残額から翌年度へ繰り越すべき財源として、繰越明許費95万円を差し引いた額181万1,988円を令和3年度へ繰越しをさせていただきます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議の上、ご認定くださいますようお願い申し上げます。

認定第6号 令和2年度片品村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、提案の説明を申し上げます。

歳入総額6,178万4,973円、歳出総額6,077万5,192円、差引残額100万9,781円について、決算の認定をお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、後期高齢者医療保険料3,651万円で全体の59.1%、一般会計繰入金2,068万9,385円、33.5%であります。

歳出の主なものにつきましては、総務費572万3,033円で全体の9.4%、後期高齢者医療広域連合納付金5,477万6,717円、90.1%であります。

歳入歳出差引残額の100万9,781円は、令和3年度へ繰越しをさせていただきます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議の上、ご認定くださいますようお願い申し上げます。

**議長（千明道太君）** 提案理由の説明が終わりました。

この決算については、監査委員の審査が行われております。

ここで、決算審査結果の報告を求めます。

代表監査委員 桑原健一郎君。

**代表監査委員（桑原健一郎君）** はい、代表監査委員。

**議長（千明道太君）** 代表監査委員。

**代表監査委員（桑原健一郎君）** それでは、命によりまして、決算審査の報告をさせていただきます。

なお、お手元に配付してあります意見書に基づいて、一般会計と5つの特別会計決算の審査報告を簡単に申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定により、令和3年8月23日、役場2階相談室において、飯塚監査委員と2人で、令和2年度一般会計及び5つの特別会計の歳入歳出決算並びに関係諸帳簿、書類を審査いたしました。

その意見については、次のとおりであります。

審査結果の総括意見としましては、各会計とも予算額、執行命令、収入支出額、出納関係帳票及び関係書類等照査の上、審査を実施いたしました。審査に当たっては、決算は的確であるか、計数に誤りはないか、予算措置及びその執行は適切か、財政運営は健全か、事業の成果は上がっているかなどについて審査を行いました。

その結果、計数は正確で、帳簿類はよく整理され、適切な事務処理と適正で健全な運営がなされているものと認定いたしました。

次に、各会計の総括について申し上げます。

なお、意見書に記載してあります予算額、収支決算額の朗読は省略させていただきます。  
まず、一般会計についてですが、歳入歳出差引額は2億8,716万6,488円で、翌年度へ繰り越すべき財源は18万4,000円であるため、実質収支額は2億8,698万2,488円で、さらに基金繰入れを1億5,000万円行っているため、翌年度への繰越額は1億3,698万2,488円となりました。

村税の収入については5億8,782万122円で、昨年度より516万3,253円の減収となっています。村民税が約676万7,763円の増収、軽自動車税が126万5,185円の増収であったが、固定資産税が約1,200万1,597円の大幅な減収、入湯税が160万5,600円の減収となっています。

地方交付税については20億1,625万4,000円で、前年度より7,380万4,000円の増収となっており、歳入総額の44.1%を占めています。

国庫支出金については8億5,900万184円で、6億8,417万3,884円の大幅な増収でした。

県支出金については1億7,079万9,413円で、59万9,279円の減収となりました。

村債として3億5,365万円の借入れ、防災行政無線設置事業、庁舎耐震改修工事、細工屋橋下部工事、村道維持修繕工事、片品中学校校庭夜間照明LED改修工事、片品村村有住宅改修工事などのハード事業のほか、福祉医療費支給事業、村内無料バス運行事業、消防用施設整備事業などのソフト事業にも充当されています。

なお、令和2年度末の村債未償還元金現在高は48億7,193万8,218円であり、3月末の基金現在高は18億5,587万7,261円となっています。

次に、財政の推移であります。3か年の状況を表にして記載してありますので、参考にさせていただきたいと思っております。

財政運営の状況ですが、事務事業の見直しや経費の削減などに取り組み、堅実な運営が執行されています。

村税の歳入については、収入済額では前年度より516万円の減収となっています。収納率は81.9%であり、前年度より0.9ポイントの減であり、収入未済額は約1億2,838万円と前年度より約880万円の増となっています。

村税収納率調べを載せておきましたので、ご覧ください。

今後も早期の滞納整理など適切な処理を行い、自主財源の確保を切望します。厳しい財政状況の中、また、限られた予算の範囲で継続事業や住民生活に密着した事業に加え、新型コロナウイルス感染症対応事業なども重点に行っており、今後も効率的で実効性のある予算執行に留意し、健全な財政運営維持に努めてください。

次に、特別会計についての意見を申し上げます。

なお、特別会計も意見書に記載してあります予算額、収支決算額の朗読は省略させていただきます。

最初に、国民健康保険特別会計であります。差引額604万6,685円が翌年度へ

の繰越額であり、基金の決算年度末現在高は1億6,472万6,191円であります。

国保税の収納率は82.2%であり、前年度より1.4ポイント低くなっていますが、これからも滞納整理等を積極的に行い、未収金の解消に努め、自主財源の確保に向けて、さらに努力をお願いいたします。

なお、療養諸費に対する1人当たりの保険者負担分は24万4,826円で、前年度より9,604円減少しています。

国民健康保険事業は、医療行政の重要な役割を果たしていますが、被保険者の高齢化や医療の高度化、医療薬品の高額化等による医療費の増大などにより、非常に厳しい運営が予想されています。国保会計の健全な運営のためには、被保険者の健康保持推進を図ることも重要な要素であります。片品村が行っている総合健診の受診や健康指導部門との連携を図り、健康寿命の向上を目指して、「健康片品」のために尽力をお願いします。

次に、簡易水道事業特別会計です。

差引額838万5,621円が翌年度への繰越額であり、基金の決算年度末現在高は4,090万円です。

なお、水道料の収納率は71.8%で、前年度より4.1ポイント低くなっていますが、これからも堅実な運営を図るため、未収金の解消に一層の努力をお願いいたします。

次に、介護保険特別会計です。

差引額が2,351万3,202円で、基金繰入れを1,176万円行ったため、翌年度への繰越額は1,175万3,202円で、基金の決算年度末現在高は1億2,268万2,481円です。

急速に高齢化が進む中、高齢者に対する介護の問題が大きな課題となっています。要介護、要支援の認定は年々増加の傾向にあり、今後も介護予防事業や医療と介護の連携を強化し、切れ目のない対応ができるよう本会計の安定を図り、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく人生を全うできるよう介護サービスの充実に努めていただきたい。

次に、下水道事業等特別会計です。

差引額276万1,988円が翌年度への繰越額であります。

下水道事業会計の健全な運営には、下水道への加入推進を図り、使用料収入の増収が必要不可欠であります。加入率は64.0%で前年度より0.3ポイントの微増で、依然として低いため、適切な対応を望むものであります。

住民の生活環境の向上や村の自然環境保全、河川の水質保全の立場から、下水道事業区域外の整備計画も同時に進め、村全体の整備が進むことを望みます。

次に、後期高齢者医療特別会計です。

差引額100万9,781円が翌年度への繰越額であります。

令和3年3月末現在での被保険者は872人で、引き続き被保険者の適切な医療確保を図るため、迅速かつ適正な各種医療給付の実施に努め、健康の保持増進を図るための保健事業を実施してください。

また、参考として、5特別会計への一般会計からの繰入金を表を入れておきましたので、

参考としてください。

最後に、結論としまして、一般会計及び特別会計の決算は正しく、証拠書類もよく整理されて、会計経理は適正であり、おおむね良好と認めます。

財政については、令和2年度片品村健全化判断比率等について決算審査後審査を行い、片品村のそれぞれの比率については早期健全化基準には該当せず、大変良好な比率となっているため、健全な財政であると言えます。

また、財政は厳しい中ではありますが、村道の改良や維持修繕、防災行政無線設置事業など、むらづくりの基礎となる事業の推進を図るとともに、子どもから高齢者までの福祉事業や総合健診、予防接種等の保健衛生事業、数多くのコロナウイルス感染症対応事業、村民に密着した事業が行われたことは村民の生活や福祉の向上に貢献したものと考えます。

財政運営の歳入については、村税、公共料金などの収入未済額の処理は所管課により適切に処理していただいているところでありますが、村税や公共料金などの収入未済については負担の公平性に対する重要性を認識し、滞納の解消に向けた積極的な取組について、さらに努力してください。村当局として毅然とした厳しい対処により、村民間の公平と財源の確保に努めることが今後ますます厳しさを増すと予想される財政運営の上からも強く望まれます。

観光事業については、武尊牧場観光施設とスノーパル・オグナほたかスキー場事業を昨年度と同様に指定管理者により営業を行っており、今後も指定管理者等と連絡を密にさせていただき、コロナ禍後に向けてよりよい運営ができることを期待します。

行政改革、地方分権、少子高齢化への対応や住民福祉の拡充、新型コロナウイルス感染症対策など様々な問題が山積する中でありますが、住民のニーズを把握して、計画的かつ効率的な行財政の運営と安定した事業計画の立案に心がけ、住民福祉の向上や明るく活気あるむらづくりのための施策を望むものであります。

また、役場職員個々の資質向上を図り、厳しい時代だからこそ、住民の期待に応える行政執行がなされるよう、一層の努力を希望します。

本決算処理完結のため、事務執行に尽力された各位に深く敬意を表し、報告といたします。

**議長（千明道太君）** 監査委員の報告が終わりましたので、これから報告についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（千明道太君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

認定第1号から認定第6号までの質疑以降については、後日の本会議にて審議します。

## 日程第16 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

議長（千明道太君） 日程第16、承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（千明道太君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、説明を申し上げます。

これは令和3年度片品村一般会計補正予算（第3号）を専決処分したことにより承認を求めるものでございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,501万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億5,538万4,000円にお願いするものでございます。

歳入につきましては、国庫支出金と繰入金を増額で、歳出につきましては、総務費と民生費を増額であります。

補正の内容は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている皆様への生活支援及び村内の経済的影響の軽減に資することを目的として、全ての村民の方々へ商品券を支給すること、また、国の全額負担による子育て世帯への生活支援特別給付金の給付を速やかに実施するための予算であります。

ご承認のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（千明道太君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（千明道太君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（千明道太君） これで討論を終わります。

これから、承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。  
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり可決  
されました。

---

#### 日程第17 報告第4号 令和2年度継続費精算報告書について

議長（千明道太君） 日程第17、報告第4号 令和2年度継続費精算報告書についてを  
議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。  
村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（千明道太君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

報告第4号 令和2年度継続費精算報告書について、提案の説明を申し上げます。  
防災行政無線デジタル化整備事業に係る継続費につきましては、令和元年度に承認をい  
ただいておりますが、2億4,013万円を支出した事業が完了し継続費精算報告書を調  
整しましたので、地方自治法施行令の規定により、ここに報告をいたします。

議長（千明道太君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。  
以上で報告を終わります。

---

#### 日程第18 報告第5号 財政の健全化判断比率等について

議長（千明道太君） 日程第18、報告第5号 財政の健全化判断比率等についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（千明道太君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

報告第5号 財政の健全化判断比率等について、提案の説明を申し上げます。

平成19年6月に施行された地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき関係書類を提出し、報告するものでございます。

まず、健全化判断比率の状況ですが、一般会計の実質赤字比率及び特別会計を含めた連結実質赤字比率につきましては、赤字がないために比率は算出されませんでした。

実質公債費比率につきましては、4.7%でした。

将来負担比率につきましては、算出されませんでした。

次に、公営企業会計の資金不足比率の状況ですが、全ての会計に資金不足はありませんでしたので、資金不足比率は算出されませんでした。

今回提出した関係書類につきましては、令和3年8月23日に片品村監査委員による審査を受け、内容の認定をいただいたことを申し添え、ご報告といたします。

議長（千明道太君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で報告を終わります。

---

#### 日程第19 報告第6号 片品村振興公社株式会社の経営状況の報告について

議長（千明道太君） 日程第19、報告第6号 片品村振興公社株式会社の経営状況の報告についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。



村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（千明道太君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

報告第6号 片品村振興公社株式会社の経営状況に関する書類の提出についてご報告申し上げます。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、法人の経営状況等に関する関係書類を提出し、ご報告申し上げます。

今回提出した関係書類につきましては、令和3年6月22日開催の監査役監査において承認をいただいておりますことを申し添え、ご報告いたします。

議長（千明道太君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で報告を終わります。

---

日程第20 議案第42号 令和3年度片品村一般会計補正予算（第4号）について

日程第21 議案第43号 令和3年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
について

日程第22 議案第44号 令和3年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）  
について

日程第23 議案第45号 令和3年度片品村介護保険特別会計補正予算（第1号）につ  
いて

日程第24 議案第46号 令和3年度片品村下水道事業等特別会計補正予算（第1号）  
について

日程第25 議案第47号 令和3年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
について

議長（千明道太君） 日程第20、議案第42号 令和3年度片品村一般会計補正予算（第4号）についてから日程第25、議案第47号 令和3年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてまでの以上6件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（千明道太君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第42号から議案第47号までの令和3年度片品村一般会計及び特別会計の補正予算について、提案の説明を申し上げます。

議案第42号 令和3年度片品村一般会計補正予算（第4号）について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,970万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億7,509万2,000円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、国庫支出金、県支出金、前年度繰越金等の増額及び基金繰入金の減額であります。

歳出につきましては、総務費、農林水産業費、商工費、土木費等の増額で、村有施設や道路施設等の維持管理に係る諸事業が主なものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第43号 令和3年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ724万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億5,696万1,000円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、繰入金と諸収入の増額及び繰越金の減額であります。

歳出の主なものにつきましては、総務費と諸支出金の増額であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第44号 令和3年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ738万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,268万5,000円にお願いするものでございます。

歳入につきましては、繰越金の増額であります。

歳出につきましては、総務費及び施設費の増額であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

い申し上げます。

議案第45号 令和3年度片品村介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,382万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1,908万円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、繰越金の増額であります。

歳出の主なものにつきましては、諸支出金の増額であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第46号 令和3年度片品村下水道事業等特別会計補正予算（第1号）について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ81万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,644万2,000円にお願いするものでございます。

歳入につきましては、繰越金の増額であります。

歳出につきましては、総務費及び建設費の増額であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第47号 令和3年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,443万1,000円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、繰越金及び諸収入の増額であります。

歳出の主なものにつきましては、諸支出金の増額であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**議長（千明道太君）** 議案第42号から議案第47号までの質疑以降については、後日の本会議において審議します。

---

**議長（千明道太君）** 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

午前11時42分 散会